

令和6年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市内に存する木造住宅の所有者からの申請に基づいて耐震診断士を派遣することにより、市民の耐震に対する知識の普及及び向上を図るとともに、住宅の改修を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、建築物の地震発生に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士のうち、茨城県が開催した茨城県木造住宅耐震技術者講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催した木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講者で茨城県知事が登録したものをいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する戸建て木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断を受けようとする者が所有し、現に居住しているもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築（増築・改築・移転を含む）されたもの
- (3) 地上階数が、2以下のもの
- (4) 延べ面積が、30平方メートル以上のもの
- (5) 次に掲げる構造方法以外の方法によって建築されたもの

ア プレハブ工法

イ 丸太組構法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定の施行前に同条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に規定する認定工法

- (6) 過去にこの要項に基づく耐震診断を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、心身障害者、高齢者等の災害弱者が居住する住宅等で市長が認めるものについては、耐震診断を実施するものとする。

(耐震診断の実施)

第4条 市長は、申込みを受けた対象建築物について、予算の定める範囲内において耐震診断を行うものとする。

2 対象建築物が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物であるときは、それぞれ当該各条に規定する建築士の資格を有する耐震診断士が耐震診断を行う。

(派遣申請)

第5条 対象建築物の所有者（当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有に係る者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、耐震診断を受けようとするときは、令和6年度結城市木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 所有者及びその世帯員に市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。）を滞納している者があるときは、前項の規定による申請は、できないものとする。

（派遣の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定（以下「派遣決定」という。）したとき又は派遣決定の内容を変更したときは、令和6年度結城市木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を記載し、令和6年度結城市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の辞退）

第7条 派遣対象者は、前条第1項の決定通知書を受けた後において、耐震診断を辞退するときは、速やかに令和6年度結城市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、耐震診断の開始後においては、辞退することはできない。

（派遣決定の取消し）

第8条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の手段により派遣決定を受けたことが判明したとき。

（2）市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、令和6年度結城市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣）

第9条 市長は、派遣決定をしたときは、速やかに耐震診断士を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣される耐震診断士は、茨城県が交付する茨城県木造住宅耐震診断士認定証を携帯し、派遣対象者の求めに応じて提示しなければならない。

（派遣に要する費用）

第10条 この要項に基づく耐震診断士の派遣に要する費用については、派遣対象者の自己負担はないものとする。

2 この要項に基づく耐震診断以外の業務にかかる費用は、派遣対象者の負担とする。

（結果報告）

第11条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、市長にその旨を報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の報告を受けたときは、令和6年度結城市木造住宅耐

震診断結果報告書（様式第6号）により当該派遣対象者に通知するものとし、当該報告を行った耐震診断士は、当該結果を当該派遣対象者に説明するものとする。

（派遣対象者に対する指導）

第12条 市長は、結果報告書に基づき、当該対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（補則）

第13条 この要項に定めるもののほか、耐震診断士派遣事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

結城市長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断申請書

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

建築物	所在地 ※ 1	結城市
	建築確認年月日 ※ 2	年 月 日 第 号
	建築年 ※ 3	年
	延べ面積	m ²
	構造方法	在来軸組工法 伝統工法
備考 ※ 4		

（注）

- ※ 1 は、原則として地番を記入してください。
- ※ 2 は、建築確認通知書がある場合に記入してください。
- ※ 2 又は※ 3 が複数ある場合（増築等をしている場合）は、最も古いものは※ 2 又は※ 3 に、その他のものは※ 4 に記入してください。
- 市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。）に滞納がある方は、申請することができません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

結都第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

結城市長

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断の実施について、次のとおり決定（変更）したので、令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第 6 条第 1 項の規定により通知します。

建築物	所在地	結城市
	建築確認年月日	年 月 日 第 号
	建築年	年
	延べ面積	m ²
	構造方法	
診断士名		
調査実施予定日		診断士との調整により決定
備考		

（注）

- 1 調査の当日は立会いをお願いします。また、建築確認通知書や建物の図面がある方は、診断士に提示してください。
- 2 建物によっては、天袋のある押入から、天井裏をのぞく場合があります。お手数ですが、診断をスムーズに行うため、中の荷物の整理等をお願いします。
- 3 今回の一般診断は、震災による被災状況を診断するものではありません。診断結果は罹災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使えません。
- 4 この診断結果は、建物の瑕疵や紛争等による裁判の証拠として利用することはできません。

※この通知に心当たりがない場合は、お手数ですが問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

都市建設部 都市計画課 住宅公園係

電話 0 2 9 6 - 5 4 - 7 0 0 2

様式第3号（第6条関係）

結都第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

結城市長

令和6年度結城市木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断の実施について、下記の理由により耐震診断士を派遣しないことを決定したので令和6年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第6条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

結城市長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣辞退届

年 月 日付け第 号で決定のあった下記の建築物に係る耐震診断士の派遣について、耐震診断士の派遣を辞退しますので令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第 7 条の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 取り止める理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

結都第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

結城市長

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

年 月 日付けで耐震診断士の派遣を決定した下記の建築物について、耐震診断士の派遣の決定を取り消したので令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 取消しの理由

年 月 日

申請者 様

結城市長

令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断結果報告書

あなたの所有する住宅を耐震診断（一般診断）したところ、結果は別紙のとおりでしたので、令和 6 年度結城市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第 1 1 条第 2 項の規定により報告します。なお、この報告書は、調査時点における診断状況です。その後の経年変化に十分ご注意ください、適切な維持管理をお願いします。また、この診断結果に基づく相談及び助言については、結城市都市計画課までお気軽にお問い合わせください。

＜注意事項＞

一般診断は、大地震（震度 6 程度）が発生した際に逃げる時間もなく倒壊する可能性（人命の保護に重点）について診断を行うものと位置づけられています（地震時に建築物が変形したり、破損したりしないことを調べるものではありません。）。

評点が 1. 0 未満の場合には、大地震時に人命に危険が及ぶような倒壊や崩落の可能性があることを表します。

評点が 1. 0 以上 1. 5 未満の場合には、一応「人命に危険が及ぶような倒壊はしない。」と考えられますが、あくまでも目視による外観調査に基づく診断結果のため、様々な不確定要素（壁内部の仕様、土台及び構造部材の接合部の状況等）が含まれますので、最終的には、精密診断により耐震性能を判断することをお薦めします。

したがって、本診断結果が 1. 0 以上であっても地震時に建築物に被害がないことを保証するものではありません。今回の一般診断は震災による被災状況を診断するものではありませんので、診断結果は、罹災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使えません。